

平成27年度 教育委員会 第14回定例会 議案

1 日 時 平成27年10月28日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

- | | | |
|-----------|-------------------------|----|
| <非>第17号議案 | 教職員の懲戒処分 | …非 |
| <非>第18号議案 | 教職員の懲戒処分 | …非 |
| <非>第19号議案 | 教職員の懲戒処分 | …非 |
| <非>第20号議案 | 教職員の懲戒処分 | …非 |
| <非>第21号議案 | 平成27年度末教職員人事異動方針 | …非 |
| <非>第22号議案 | 平成27年度静岡県教育委員会表彰被表彰者の決定 | …非 |

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第14回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（いじめの状況等の調査）」 静岡県公立学校の状況（概要）	1
配付 のみ	西部特別支援学校の施設整備	9
	平成27年度第2回学力向上推進協議会	13
	平成27年11月の主要行事予定	14

(件名)

文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(いじめの状況等の調査)」 静岡県公立学校の状況(概要)

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

10月27日(火)に公表される文部科学省の「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(いじめの状況等の調査)」結果における本県の主な内容について報告する。

- 1 調査対象期間 平成26年度(平成26年4月から平成27年3月まで)
- 2 調査対象 公立小中学校(政令指定都市を含む)、公立高等学校
県立特別支援学校
- 3 調査結果の主な内容

- (1) いじめの認知件数及び解消率(※児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの)

校種\項目	認知件数	前年度差	解消率	前年度差
小学校	2,696件	+186件	72.7%	-4.4ポイント
中学校	1,781件	-50件	67.3%	-2.9ポイント
高等学校	30件	-49件	96.7%	+25.8ポイント
特別支援学校	20件	±0件	75.0%	+10.0ポイント

- (2) いじめ防止対策推進法を踏まえた学校の取組状況(平成27年10月1日現在)

ア 学校いじめ防止基本方針(法第13条)

全校種とも策定率は、100%である。

イ いじめの問題に対処するための学校組織(法第22条)

全校種とも設置率は、100%である。

- (3) いじめ防止対策推進法を踏まえた市町の取組状況(平成27年10月1日現在)

市町の基本方針及び組織については努力規定であるが、ほとんどの市町が同法を踏まえた支援体制の構築を目指している。

方針・組織\状況	策定・設置済	作業中・検討中	設置しない
地方いじめ防止基本方針(法12条)	82.9%	17.1%	0%
いじめ問題対策連絡協議会(法14条①)	65.7%	34.3%	0%
教育委員会の附属機関(法14条③)	31.4%	65.7%	2.9%
首長の再調査機関(法30条)	25.7%	74.3%	0%

- (4) 調査結果を踏まえた対応

○児童生徒にとって魅力ある学校づくりの推進

○「人間関係づくりプログラム」の活用等、生徒指導上の諸問題の未然防止の推進

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、外部人材の活用の推進と相談体制の整備

○いじめ防止対策推進法を踏まえた適切な対応を図るための支援

○学校内のみならず、家庭・地域、関係機関等と連携した取組の推進

～「3 調査結果の主な内容」について～

(1) 全国の傾向（国公立の全校種）

ア 認知件数

	認知件数	1,000人あたりの認知件数
全国	188,057件	13.7件
静岡県	4,651件	11.3件

※全国との差 -2.4件

イ 解消率

	解消率
全国	88.7%
静岡県	70.9%

※全国との差 -17.8%

(2) 見直し調査前後の認知件数及び解消率の比較

校種\項目	見直し調査前 (6月30日提出)		見直し調査後 (9月17日提出)	
	認知件数	解消率	認知件数(前回比)	解消率(前回比)
小学校	2,485件	72.4%	2,696件(+211件)	72.7% (+0.3ポイント)
中学校	1,621件	68.0%	1,781件(+160件)	67.3% (-0.7ポイント)
高等学校	26件	96.2%	30件(+4件)	96.7% (+0.5ポイント)
特別支援学校	10件	50.0%	20件(+10件)	75.0% (+25.0ポイント)

ア 認知件数について

- ・見直し調査の実施は、各学校にいじめの認知に関する考え方を再確認する好機と捉えている。
- ・見直し調査の結果から、認知件数の多寡は、教員がいじめの認知に対する意識に左右されることが明確になったため、今後も「いじめはどの学校にも、子どもにも、どこでも起こりうる」という認識に基づき、積極的に認知するよう指導していく。
- ・小中学校において、見直し調査の結果、認知件数に追加したのは、学校が、「人間関係のトラブル」「軽微な暴力」として指導・対応した事案がほとんどである。
- ・高校においては、4件増加した。増加の理由は、いじめの認知件数を被害生徒の人数として報告すべきところを、被害生徒が複数人である場合も1件と報告していた学校が今回の見直し調査で修正したためである。
- ・特別支援学校において、見直し調査の結果、認知件数に追加したのは、学校が「障害特性に起因する人間関係のトラブル」として指導・対応した事案がほとんどである。
- ・いじめ防止対策推進法を踏まえ、1件1件のいじめに対して、誠実に対応することを連絡会や協議会で確認している。

イ いじめの解消率

- ・文部科学省は、「解消」の定義を示していない。いじめは、背景や状況が異なるため、一律に解消の基準を設けることをせず、学校の判断に任せている。
- ・本県では、いじめが起こった以前の状態まで修復して「解消」と判断している傾向がある。
- ・本県では、見た目には解消していても、指導後の人間関係を観察する必要がある場合は、「一定の解消が図られたが、継続支援中」と判断するよう指導している。
- ・いじめと発達特性との関連について、見極めて指導することが課題である。

※テレビ・ラジオ・インターネットによる公表は10月27日14時以降に解禁し、新聞による公表は27日夕刊以降に解禁予定である。

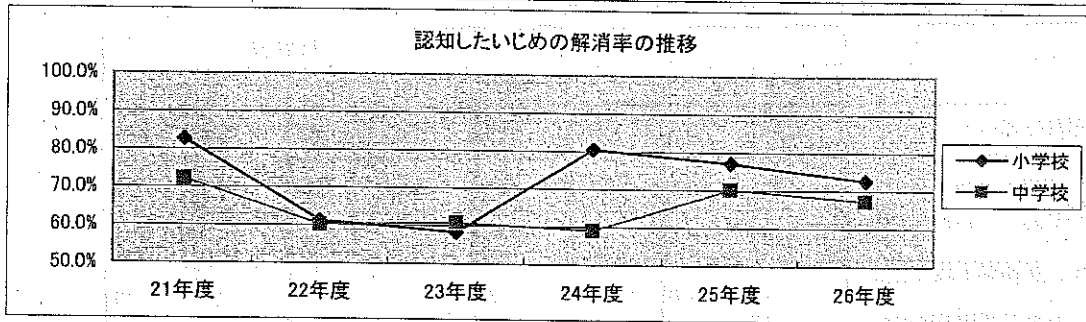
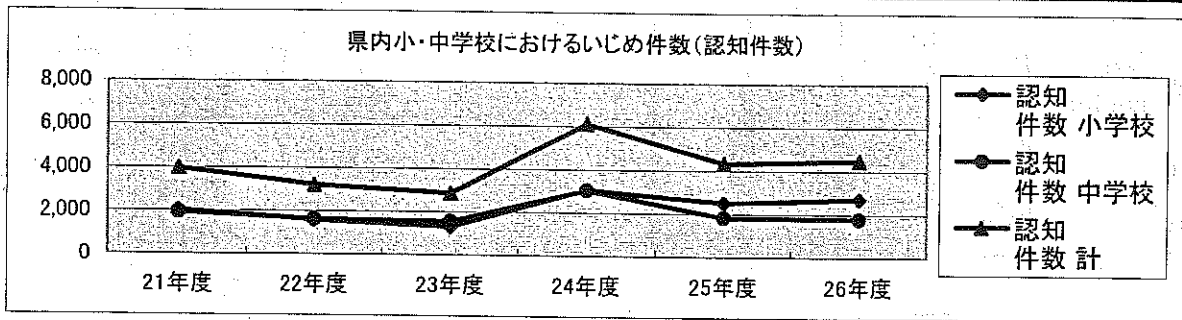
平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より抜粋
 静岡県公立小中学校のいじめの状況等の実態（義務教育課）

1 小・中学校におけるいじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

(件)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
							見直し前	見直し後	増減
認知件数	小学校	2,019	1,589	1,301	3,075	2,510	2,485	2,696	211
	中学校	1,939	1,622	1,561	3,046	1,831	1,621	1,781	160
	計	3,958	3,211	2,862	6,121	4,341	4,106	4,477	371
解消率	小学校	82.7%	61.3%	58.3%	80.5%	77.1%	72.4%	72.7%	0.3%
	中学校	72.3%	60.2%	60.9%	59.1%	70.2%	68.0%	67.3%	▲0.7%



※解消率は、「解消している」と回答した件数の認知件数に対する割合

2 指導後のいじめの状況

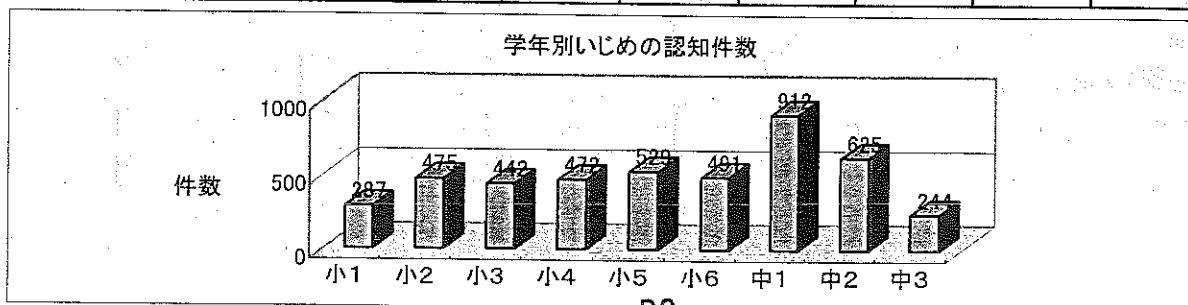
(件)

	小学校				中学校			
	23年度	24年度	25年度	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度
解消している	759	2,474	1,934	1,959	950	1,799	1,286	1,198
一定の解消が図られたが、継続支援中	422	442	504	620	445	1,028	427	480
解決に向けて取組中	113	151	68	112	155	213	105	100
他校へ転学等	7	8	4	5	11	6	13	3

3 学年別いじめの認知件数

(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
26年度	287	475	442	472	529	491	912	625	244
25年度	369	343	389	395	518	496	887	673	271



4 いじめ発見のきっかけ (件)

区 分	小学校		中学校	
	25年度	26年度	25年度	26年度
学級担任が発見	279	277	219	195
他の教師が発見	55	55	92	104
養護教諭が発見	3	2	16	4
スクールカウンセラー等外部 相談員が発見	3	2	9	4
アンケート調査など	936	1,234	525	556
本人からの訴え	482	327	486	476
本人の保護者からの訴え	520	590	303	288
他の児童生徒からの情報	124	121	107	111
保護者(本人の保護者を除く) からの情報	92	71	69	38
地域の住民からの情報	8	8	0	2
学校以外の関係機関からの情 報	5	4	1	1
その他	3	5	4	2
計	2,510	2,696	1,831	1,781

5 いじめの態様 (複数回答可) (件)

区 分	小学校		中学校	
	25年度	26年度	25年度	26年度
冷やかし・からかい・悪 口や脅し文句	1,540	1,682	1,242	1,220
仲間はずれ・集団による 無視	344	491	334	246
軽くぶつかる、遊ぶふり で叩く等	717	691	388	366
ひどくぶつかる、暴力を ふるう	124	192	97	104
金品をたかられる	32	25	30	23
持ち物を隠され、壊さ れ、捨てられ等	186	188	93	140
嫌なこと、恥ずかしいこ と等される	208	190	123	86
パソコンや携帯電話等で 誹謗・中傷	33	33	126	103
その他	121	102	61	47
計	3,305	3,594	2,494	2,335

6 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	25年度	25実施率	26年度	26実施率	25年度	25実施率	26年度	26実施率
職員会議等を通じて共通理解を図った	494	96%	493	97%	255	96%	254	96%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	338	66%	338	66%	203	77%	174	66%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題 を取り上げ指導した	472	92%	477	94%	237	89%	236	89%
児童・生徒会活動を通じて、生徒同士の人間関 係や仲間作りを促進した	254	49%	253	50%	139	52%	152	58%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積 極的に活用して相談に当たった	357	69%	387	76%	228	86%	233	88%
校内組織の整備など教育相談体制の充実を図っ た	363	71%	403	79%	216	82%	223	84%
専門機関との連携、相談窓口の周知や広報の徹 底を図った	152	30%	176	35%	105	40%	107	41%
学校の対応方針や指導計画等を公表し、保護者 や地域住民の理解を得るよう努めた	106	21%	320	63%	55	21%	156	59%
PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題に ついて協議する機会を設けた	63	12%	93	18%	42	16%	49	19%
いじめ問題に対し、地域の関係機関と連携協力 した対応を図った	44	9%	81	16%	42	16%	44	17%
その他	15	3%	13	3%	12	5%	8	3%

7 いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	25年度	25実施率	26年度	26実施率	25年度	25実施率	26年度	26実施率
アンケート調査の実施	512	100%	508	100%	265	100%	264	100%
個別面談の実施	388	75%	403	79%	243	92%	243	92%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われ ている日記等	325	63%	303	60%	257	97%	250	95%
家庭訪問	285	55%	299	59%	190	72%	174	66%
その他	25	5%	21	4%	8	3%	14	5%

平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果より抜粋
 静岡県公立高等学校のいじめの状況等の実態

(高校教育課)

1 認知件数 (全日制・定時制の合計数)

※文部科学省調査におけるいじめの定義「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

(件)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
							見直し前	見直し後	増減
学 校 数	53	48	57	47	72	39	22	22	±0
件 数	115	111	145	108	228	79	26	30	4
年度中に解消	89	89	104	92	193	56	25	29	4
継続して指導	26	22	41	16	35	23	1	1	±0
解消率 (%)	77.4	80.2	71.7	85.2	84.6	70.9	96.2	96.7	0.5

2 平成 26 年度学年別認知件数

学年 性別	1 年	2 年	3 年	計
	男子	17(39)	4(19)	2(6)
女子	4(8)	2(5)	1(2)	7(15)
合計	21(47)	6(24)	3(8)	30(79)

※ () 内は 25 年度。定時制第 4 学年は第 3 学年に含む。

3 平成26年度いじめの態様 (件数、複数回答)

区 分	25 年度	26 年度
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	34	15
仲間はずれ、集団による無視をされる。	6	1
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	17	11
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	19	8
金品をたかられる。	4	3
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	19	0
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	15	5
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	17	4
その他	5	0

4 平成 26 年度いじめへの対応状況

(1) いじめる生徒への対応（件数、複数回答）

区 分	25 年度	26 年度
学級担任や他の教職員が状況を聞く	68	29
養護教諭が状況を聞く	3	2
スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く	7	1
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う	4	3
学級担任や他の教職員が指導	65	26
養護教諭が指導	6	2
校長、教頭が指導	34	24
別室指導	28	17
グループ替えや席替え、学級替え等	5	3
退学・転学	12	0
停学	0	0
自宅学習・自宅謹慎	32	22
訓告	15	4
保護者への報告	41	24
いじめられた生徒やその保護者に対する謝罪の指導	42	23
関係機関と連携した対応(児童相談所、警察等)	5	0

(2) いじめられた生徒への対応（件数、複数回答）

区 分	25 年度	26 年度
学級担任や他の教職員が状況を聞く	72	29
養護教諭が状況を聞く	17	7
スクールカウンセラー等の相談員が状況を聞く	12	4
学級担任や他の教職員が継続的に面談しケアを行う	39	23
養護教諭が継続的に面談しケアを行う	9	3
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う	7	3
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保	6	5
緊急避難としての欠席	4	0
他の生徒に対し、助力・支援を個別に依頼	7	6
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	12	11
グループ替えや席替え、学級替え等	5	3
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応	12	9
児童相談所等の関係機関と連携した対応（サポートチームなども含む）	0	1

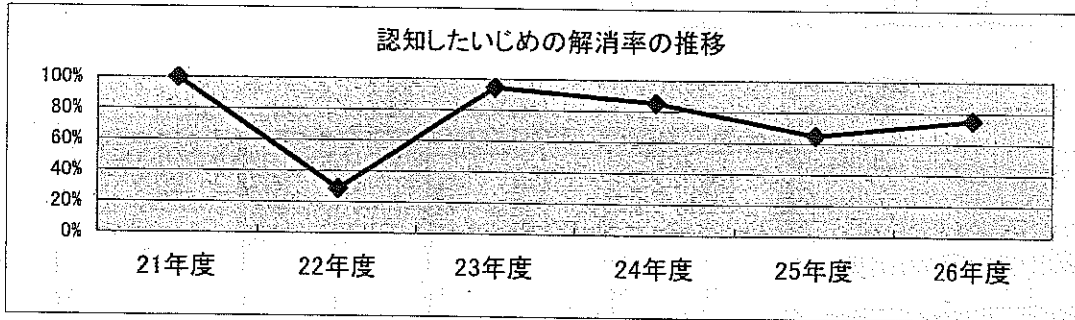
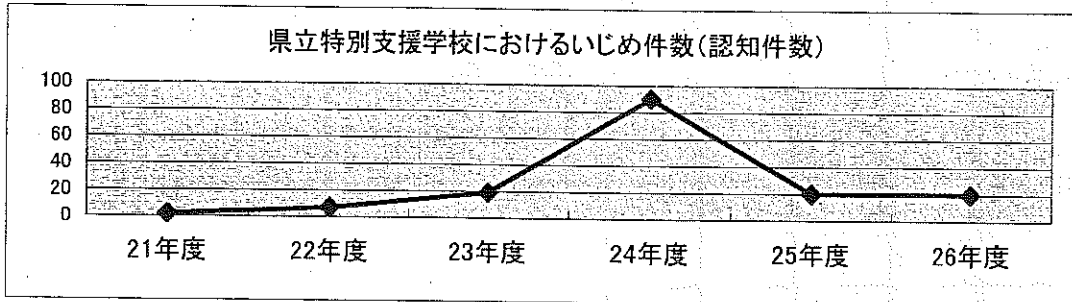
平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より抜粋
 静岡県公立特別支援学校のいじめの状況等の実態(特別支援教育課)

1 特別支援学校におけるいじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

(件)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
						見直し前	見直し後	増減
認知件数	2	7	19	90	20	10	20	10
解消率	100.0%	28.6%	94.7%	85.6%	65.0%	50.0%	75.0%	25.0%



※解消率は、「解消している」と回答した件数の認知件数に対する割合

2 指導後のいじめの状況

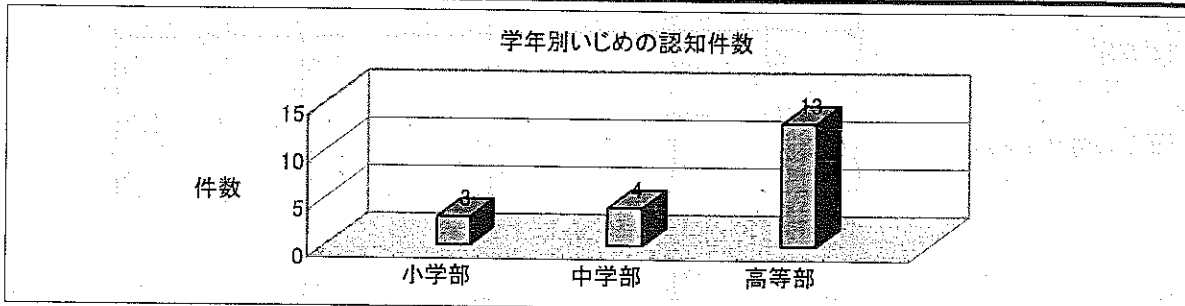
(件)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
解消している	2	2	18	77	13	15
一定の解消が図られたが、継続支援中	0	4	1	1	7	5
解決に向けて取組中	0	1	0	12	0	0
他校へ転学等	0	0	0	0	0	0

3 学部別いじめの認知件数

(件)

学年	小学部	中学部	高等部
26年度	3	4	13
25年度	7	12	1



4 いじめ発見のきっかけ (件)

	23年度	24年度	25年度	26年度
学級担任が発見	2	11	6	4
他の教師が発見	0	2	0	2
養護教諭が発見	0	0	0	0
スクールカウンセラー等外部相談員が発見	0	0	0	0
アンケート調査など	3	44	3	0
本人からの訴え	12	17	9	11
本人の保護者からの訴え	0	4	2	3
他の児童生徒からの情報	0	9	0	0
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0	3	0	0
地域の住民からの情報	0	0	0	0
学校以外の関係機関からの情報	2	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	19	90	20	20

5 いじめの態様 (複数回答可) (件)

	23年度	24年度	25年度	26年度
冷やかしのからかい・悪口や書き文句	14	65	13	11
仲間はずれ・集団による無視	2	12	3	2
軽くぶつかる、遊ぶふりで叩く等	7	32	7	5
ひどくぶつかる、暴力をふるう	0	11	0	1
金品をたかられる	0	4	0	2
持ち物を隠され、壊され、捨てられ等	0	7	3	0
嫌なこと、恥ずかしいこと等される	0	7	1	1
パソコンや携帯電話等で誹謗・中傷	0	5	2	6
その他	0	2	1	2
計	23	145	30	30

6 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

	23年度	23実施率	24年度	24実施率	25年度	25実施率	26年度	26実施率
職員会議等を通じて共通理解を図った	17	52%	25	76%	21	60%	29	83%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。			13	39%	12	34%	15	43%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ指導した	23	70%	23	70%	22	63%	27	77%
児童・生徒会活動を通じて、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した	20	61%	15	45%	18	51%	20	57%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談に当たった	2	6%	0	0%	4	11%	5	14%
校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った	4	12%	5	15%	8	23%	25	71%
専門機関との連携、相談窓口の周知や広報の徹底を図った	1	3%	1	3%	1	3%	2	6%
学校の対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めた	0	0%	0	0%	3	9%	15	43%
PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた	0	0%	0	0%	1	3%	1	3%
いじめ問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った	0	0%	1	3%	3	9%	2	6%
その他	4	12%	3	9%	4	11%	1	3%

7 いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

	23年度	23実施率	24年度	24実施率	25年度	25実施率	26年度	26実施率
アンケート調査の実施	16	48%	29	88%	27	77%	26	74%
個別面談の実施	21	64%	20	61%	28	80%	29	83%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	14	42%	16	48%	13	37%	18	51%
家庭訪問	11	33%	13	39%	6	17%	7	20%
その他	8	24%	2	6%	6	17%	4	11%

西部特別支援学校の施設整備

(財務課)

平成29年4月移転開校を目指し設計を進めていた西部特別支援学校の施設の概要が固まったので報告する。

1 整備概要

区 分		内 容
現 況	場 所	浜松市北区根洗町
	敷地面積	12,296㎡ (うち運動場1,450㎡)
	建物面積	校舎6,088㎡ 体育館521㎡
	学級数等 (H27.5.1現在)	学級数 小学部20、中学部10、高等部11 計41学級 生徒数 小学部57、中学部28、高等部28 計113人
整 備	移転場所	浜松市北区根洗町 浜松湖北高等学校三方原実習地北側
	敷地面積	18,303㎡ (うち運動場3,000㎡)
	建物面積	校舎8,266㎡ 体育館550㎡
	学級数等 (H29見込)	学級数 小学部22、中学部10、高等部8 計40学級 生徒数 小学部61、中学部26、高等部19 計106人

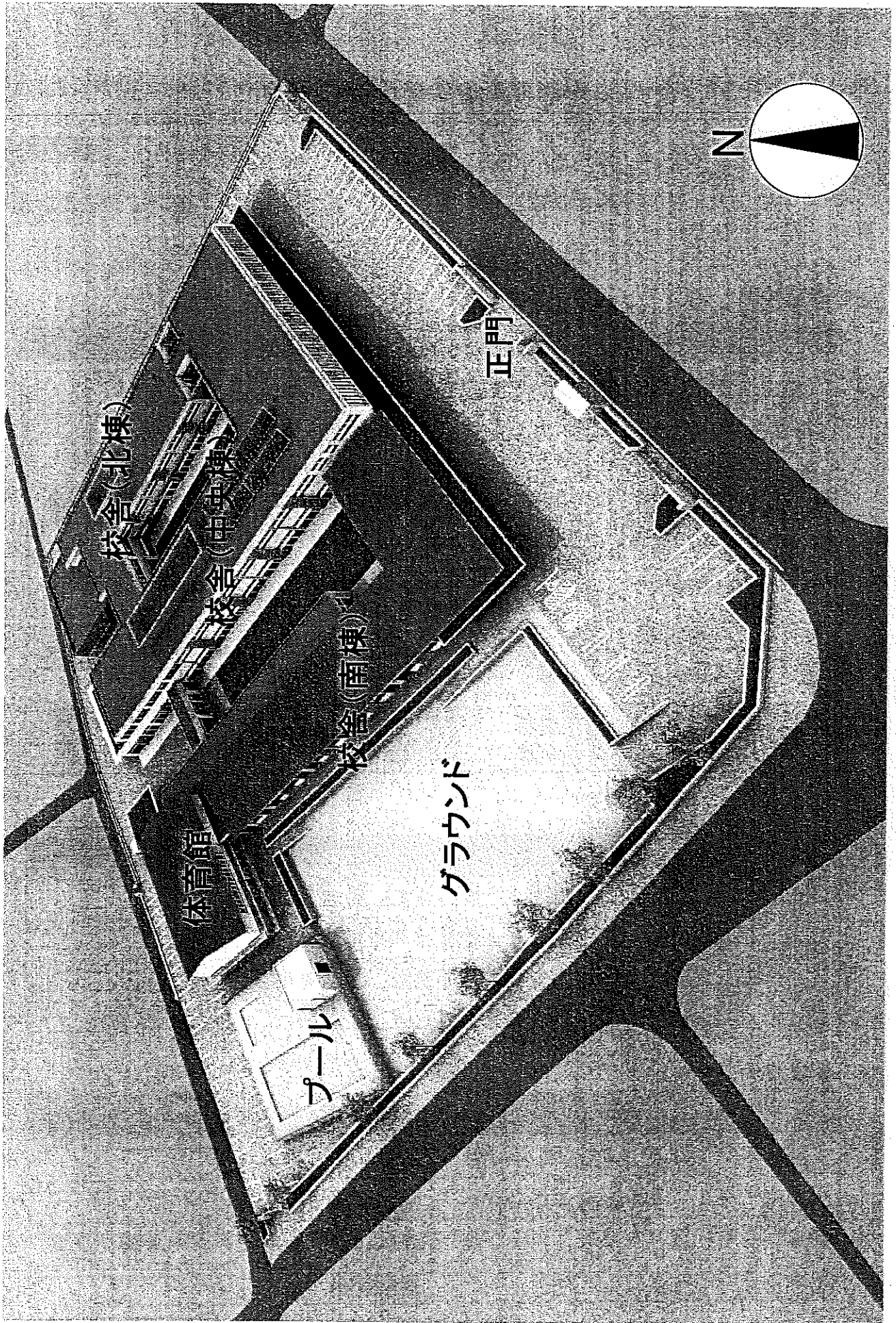
2 概算事業費

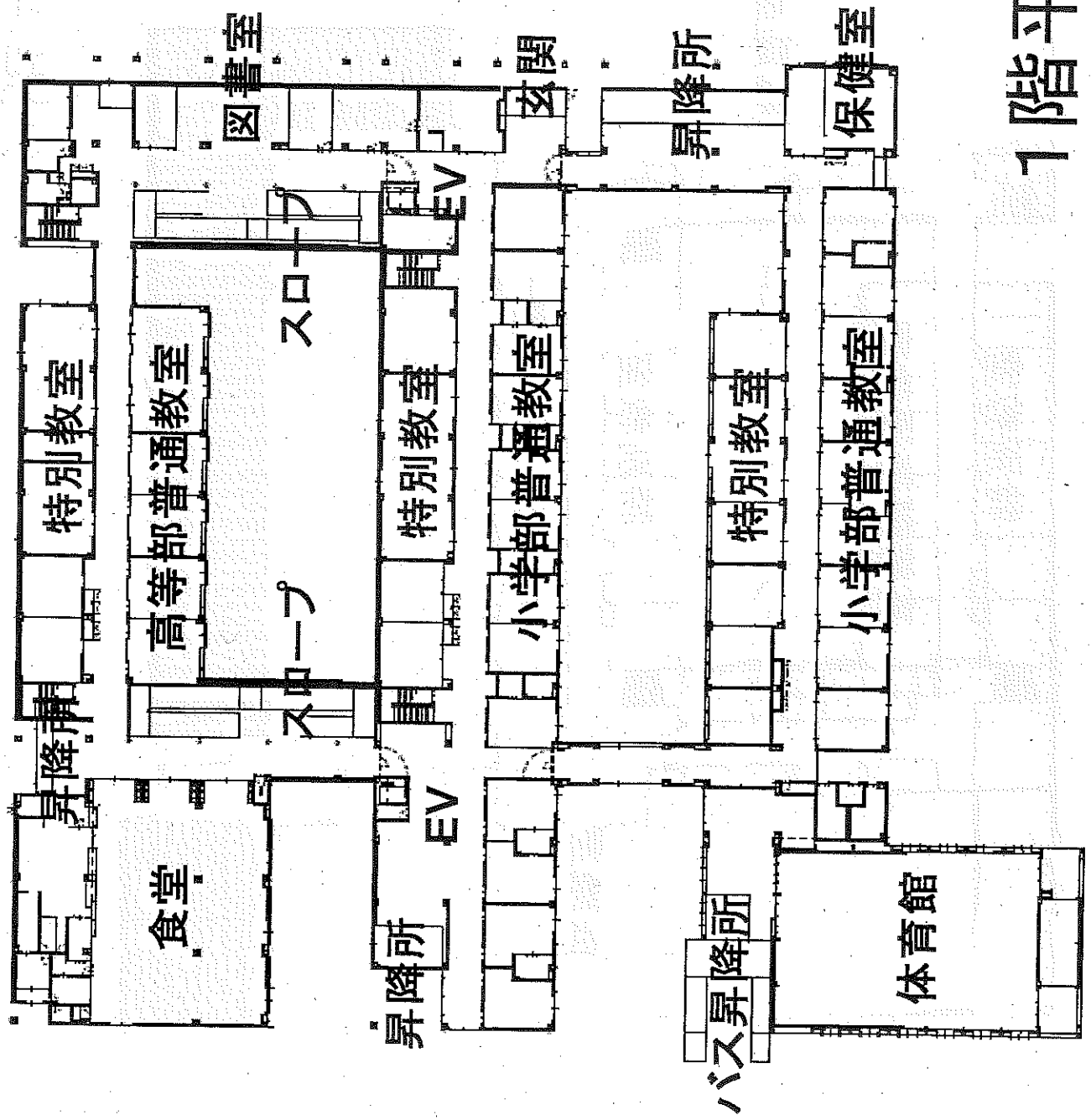
(単位：百万円)

区 分	事 業 費	内 容
設 計 等	221	設計委託、監理委託費等
工 事 費	2,839	建設工事費等
そ の 他	130	荷物運搬、設備費等
合 計	3,190	

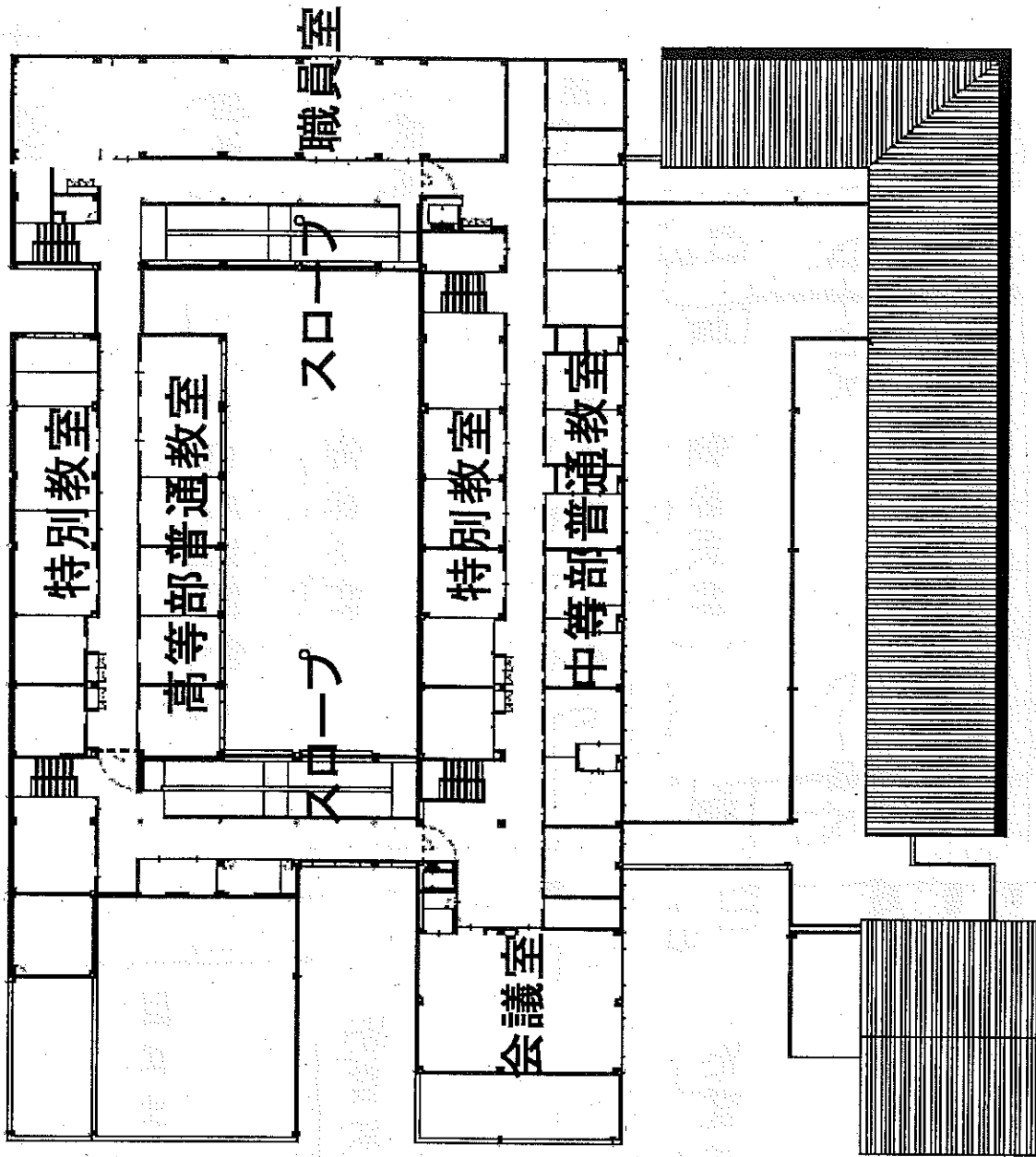
3 事業スケジュール

時 期	内 容
平成26年10月～平成27年8月	建築設計、造成設計
平成27年11月～平成28年5月	造成工事
平成28年 3月～平成29年3月	建築工事、グラウンド・外構工事等
平成29年 4月	移転開校





1階平面図



2階平面図

平成 27 年度第 2 回学力向上推進協議会

(義務教育課)

1 事業の目的

学識経験者と研究推進地区教育委員会、研究推進校及び県教育委員会が一堂に会して、本県の学力について成果や課題を検証し、学力向上のための施策を協議、検討する。

2 日時

平成 27 年 10 月 1 日 (木) 午前 9 時 30 分から正午まで

3 参加者

- (1) 学識経験者 (2 人)
- (2) 研究推進地区 (三島市、焼津市) 教育委員会学校教育課長 (2 人)
- (3) 研究推進校長 (2 人)
- (4) 県教育委員会各課長、義務教育課人事監、義務教育課参事、総合教育センター総合支援課長、地域支援課総括指導主事 (8 人)
- (5) 各政令市指導主事、各課指導主事等 (8 人)

4 内容

- (1) 研究推進地区、推進校、各課取組の経過報告
- (2) 協議議題「平成 27 年度全国学力・学習状況調査結果の検証と今後の取組」

5 主な意見

今回の推進協議会においては、平成 27 年度全国学力・学習状況調査の分析結果を受けて、「本県の子どもたちに育成したい学力」と「今後求められる取組」を中心に協議を行った。本日の協議内容は、本年度の学力向上推進協議会報告書の作成に反映される。

(1) 研究推進校から

- ・「書くこと」について、研修の重点として位置付け、全教員で授業改善に取り組んだことが学力の向上に繋がっていると実感できた。得点分布の広がりについては、個別の課題を踏まえた上で「できる・分かる」授業を模索することが、一層必要となっている。
- ・付けるべき力と単元目標に照らし合わせた言語活動を明確にし、目標に至る見通しをはっきりさせて単元を構想することを大切に授業改善に取り組んでいる。市作成の家庭教育啓発リーフレットを活用し、家庭との連携も積極的に図っている。

(2) 研究推進地区から

- ・三島市学力高上研修会等を通して全国学力・学習状況調査の分析結果や授業改善の方向性及び研究推進校の研究成果の普及を図っている。
- ・市の研修主任研修会を通して焼津市の目指す授業について共通理解を図った。焼津市版家庭教育啓発用リーフレットを作成し、学校と家庭、地域が手を取り合って子どもを育てていく共育体制を構築している。

(3) 協議から

- ・学力向上推進プロジェクト事業によって、全国学力・学習状況調査結果の向上とともに授業改善に対する学校の意識もここ 3 年間で高まってきている。
- ・学校の授業から家庭学習までの「学びの連結」を図るためには、課の枠を越えて連携し、学びを支援する体制づくりを進める必要がある。
- ・県が教師用指導資料や動画コンテンツ等で示した授業改善のポイントなどのメッセージを総合教育センター、地域支援課、市町教育委員会が連携を図りながら共有し、学校訪問や経年研修に生かしていきたい。

6 今後の予定

(1) 第 3 回学力向上推進協議会

平成 27 年 11 月 24 日 (火)

今年度の学力向上に向けた取組の成果と課題について

(2) 各推進校へのサポートチーム派遣

各推進校の事前研修会、研究発表会、事後研修会等への参加

(件名)

平成 27 年 11 月の主要行事予定

(教育総務課)

日 時	行 事 名	会 場 等
11/6 (金) 9:30~12:00	◎教育委員会定例会 (11月第1回)	県庁西館8階教育委員会議室
11/16 (月)	◎第7回移動教育委員会	静岡県立焼津水産高等学校
11/20 (金) 13:30~17:00	◎教育委員会定例会 (11月第2回)	県庁西館8階教育委員会議室

◎ 全委員 ○該当委員のみ